

協議第 3 号

事務所の位置について

合併協定項目 A - 4 新市の事務所の位置について次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会
会 長 島 多 慶 志

基本的協議項目	A - 4	事務所の位置について
<p>1 地方自治法第 4 条第 1 項の規定により新市の事務所の位置は名寄市大通南 1 丁目 1 番地(現在の名寄市役所)とする。</p> <p>2 現風連町役場は風連庁舎、現名寄市役所を名寄庁舎と呼称する。</p> <p>3 将来の新市の事務所の位置は、地理的状況等を踏まえ、新市において改めて協議する。</p>		

平成 年 月 日確認

風連町・名寄市合併協議会